

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会 規約</p> <p>(略)</p> <p>(会 員)</p> <p>第3条 協議会は、本協議会の趣旨に賛同し、TOYAMA Free Wi-Fiサービスの整備等に取り組む団体等により構成する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(暴力団関与の場合の協議会からの排除)</u></p> <p><u>第4条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は直ちに県に報告するとともに、協議会から排除しなければならない</u></p> <p>(1) <u>取締役等（会員が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくはTOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p>	<p>TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会 規約</p> <p>(略)</p> <p>(会 員)</p> <p>第3条 協議会は、本協議会の趣旨に賛同し、TOYAMA Free Wi-Fi サービスの整備等に取り組む団体等とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>記載方法の見直し</p> <p>暴力団関与の場合の排除規定を追加</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(5) <u>取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p> <p>(6) <u>取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している</u>とき。</p> <p>(役員)</p> <p>第<u>5</u>条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>第3条</u>の会員の中から協議会において互選する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第<u>6</u>条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(名誉顧問及び顧問)</p> <p>第<u>7</u>条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第<u>8</u>条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第<u>9</u>条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第<u>10</u>条 (略)</p>	<p>(役員)</p> <p>第<u>4</u>条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>前条</u>の会員の中から協議会において互選する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第<u>5</u>条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(名誉顧問及び顧問)</p> <p>第<u>6</u>条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第<u>7</u>条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第<u>8</u>条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第<u>9</u>条 (略)</p>	<p>以下、条繰り下げに伴う変更</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2 部会に関して、第3条から第<u>8</u>条までの規定を準用する。 (事務局) 第<u>11</u>条 (略)</p> <p>(解 散) 第<u>12</u>条 (略)</p> <p>(その他) 第<u>13</u>条 (略)</p>	<p>2 部会に関して、第3条から第<u>7</u>条までの規定を準用する。 (事務局) 第<u>10</u>条 (略)</p> <p>(解 散) 第<u>11</u>条 (略)</p> <p>(その他) 第<u>12</u>条 (略)。</p>	